

## I C A 原 則 改 訂 と 法 制 化

杉本 時哉（東京都／全国労働金庫協会相談役）

### 後退した理事会案を見て

5月20日の日本協同組合学会では「協同組合原則改訂案の検討」を共通論題として、21世紀の協同組合を展望してのシンポジウムが行われた。この会場で「協同組合のアイデンティティに関する声明」の理事会最終案が示された。

原則ともなれば、その時々の情勢を超えて長いスパンで有効であることが求められる。冗長な説明を省き、一枚のペイパーに纏める意図も理解出来る。しかしその結果ともすれば修辞学的な検討に力が入り、読む人々への訴求力を失いがちになり、また検討過程で現状が多様であればある程、意見が分かれ、妥協、折衷による抽象化に陥る。

私が秘かに懸念していたように、マクファーソン委員会からこれまでに示された数次にわたる経過案と比べても、明らかにこの最終案は後退している印象を強く持った。

シンポジウムで「声明案」と「宣言案」が分離された経過は判ったが、その「宣言案」の提示は今回はない。各論者ともこの後退の事情に触れ補足や復活期待を表明した中で、当協同総研の菅野氏が最も積極的な補強意見を述べていたのに、私も同感した。

富沢座長が大会に向けての理事会最終案という現状を踏まえて見事な整理をされたし、私も提案案の弱点や不充分さは、今後の我々の実践で克服するしかないと考えている。

### レイドロウ提起の中心は労働

そうは思うものの、私が不思議でならないのは、原則改訂の出発点となったレイドロウ報告が提起した中心的な問題を、理事会案ではどう受け取ったのか？ ということである。

私はレイドロウ提起の中心思想は「労働」の価値の重視にあると受け止めた。21世紀に向けて協同組合人が新しい「産業革命」の萌芽に注目するよう呼びかけたその意味を考え続けて来た。

言うまでもなく、人類の歴史は、人間が自然環境に働きかけ「労働」を通じて学習し獲得してきた能力・知識・技術と知恵・思考・思想を主体的に形成・発展させ切り拓いて来たものと跡付けることが出来よう。その「労働」が資本制社会で資本の支配の下で苦役（疎外労働）として存在する現状から、疎外を克服し自発的に生き生きとした、労働そのものを喜びとする在り方に解放する、そういう有機的な社会システムを創造し、実証し、構築する。そこに21世紀に向けての「協同のシステム」への人々の期待があるのでは？

資本制社会が社会的生産力と科学技術の飛躍的な発展を切り拓いた歴史的意義を認めつつ、それが人間の生存と地球環境を危機に追い込み、人間に対立する歴史段階に来た今だからこそ、原則改訂の意義が重視されたのではないか？

その意味では日本の労働者協同組合が自らの実践を通じて確立した「7つの原則」の方が、はるかに人々への訴求力を持ち、優れているように思う。レイドロウ、マルコス、バーク、マクファーソンと続いた協同組合の課題、価値、原則を巡る論議は、単なる協同組合の自己規定ではなく、世界の人々に訴えて共に考え共に協同し、有機的なコミュニティを形成するための論議ではなかったのか？

### 私なりの遅れた対案提示

遅ればせだが私なりの対案を提示して見る。

（定義）協同組合は、人々が平和で安心して暮らせる社会を求めて、相互扶助・協同の理念で自発

的・自動的に組織した企業である。

(価値) 協同組合は、労働、自助、平等、公正、公開、民主主義および連帯という価値を人々が共有することを歓迎する。

(原則) 協同組合原則は、上記価値の共有を目指し協同組合が活動を進める上での指針である。

#### (第1) 自発的で差別なしに開かれた組織

協同組合の活動を通じてのサービスを求め、責任を引き受ける人々はすべて、性的、人種的、政治的、宗教的、社会的地位のいかんにかかわらず協同組合に自発的に加入できる。

#### (第2) 組合員による民主的な運営

単位の協同組合で組合員は一人一票の平等な権利を持ち、運営組織に参加し、役員を選ぶ。選ばれた役員は組合員に直接責任を負い、民主的運営に努める。大規模協同組合および連合組織においても、民主的運営の適切な手段を講じる。

#### (第3) 良質で有用なサービス

協同組合は不正やごまかしのない良質・安全で社会的に有用な製品・サービスを提供する。

#### (第4) 非営利・公開の財務管理

協同組合の資本は組合員の拠出する出資金を基本に形成し、その財務管理は資本収益を目的とせず、非営利・明瞭・公開の原則で管理される。事業剩余は、組合の発展、利用貢献に対する還元、社会的還元のために留保もしくは引き当てられる。

#### (第5) 自治と自立

協同組合は、組合員による民主的管理を貫く見地から、公的或いは民間の第三者との協定或いは契約に当たって、自治と自立の立場を堅持する。

#### (第6) 教育の重視と情報の共有

協同組合は組合員・役職員の教育と訓練および人間発達を重視し、その機会と条件を保障する。また協同の理念と手法を人々に伝え、情報の共有に務める。

#### (第7) 協同組合間協同とコミュニティ貢献

協同組合は、あらゆる分野・段階で相互に提携・協同し、平和と持続的可能な環境を守り人々の共通利益を効果的に達成するために、有機的なコミュニティの形成に貢献する。

## 法制化に向けて考えること

私としては、理事会案が世界の協同組合の複雑な現状を反映したものと冷静に受け止め、やがて示されるであろう宣言案が、原則案の不備を補い、今後の日本の労働者協同組合法制化運動への国際的支援として積極的な内容であることを期待したい。

労働者協同組合に関わる法制は、既存の協同組合法制と比べても、所管官庁問題をさておいても、なお多くの法思想や法技術的面で解明すべき検討課題があるように思う。

私には新しい協同組合運動の萌芽に見られる人々のニーズの多様性と複合性、立体性、人間的な総合性への要求は既存の専門別分野法制の思想では包みきれない豊富さを持つように思える。それだけに、既存法制の見直しや複合的機能を保障する法制への展望も視野に入れて考える必要があるかも知れない。法制化の環境条件もなお流動的であり、専門的な検討作業を急ぎつつも単なる法技術論や功利的拙速に陥らないよう留意し、当面は組織と実績を拡大し土壤を耕す努力もしたい。